

いわぬま市民交流プラザ清涼飲料水等自動販売機設置業者募集要項

いわぬま市民交流プラザ清涼飲料水等自動販売機（以下「自販機」という。）設置のため、場所を借り受け自ら設置する業者を募集します。

年間貸付料の一般競争入札により業者を決定しますので、本募集要項及び関係法令等をご承知の上、お申込みください。

●入札に関する事項等

1 貸付物件

施設名称	所在地	貸付箇所	貸付面積	設置台数
いわぬま市民交流プラザ	岩沼市館下二丁目3番1号	自販機コーナー	計 1.00 m ²	計 1 台

貸付面積は、幅 120 cm×奥行 80 cm＝9,600 cm² 改め 10,000 cm²とする。

設置自販機は、缶及びペットボトル飲料用 1 台とする。

施設概要・平面図等は市ホームページにてご確認ください。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しない者であること
- (2) 自販機の設置及び管理運営業務について 3 年以上の実績を有し、商品補充、金銭管理など自販機の維持管理を自己の責任において行う者であること

3 貸付条件等

- (1) 施設の使用形態
自販機の設置は、地方自治法第 238 条の 4 第 2 項第 4 号の規定に基づく行政財産の一部を貸付するもの
- (2) 貸付期間
設置及び撤去に要する期間も含め、令和 6 年 11 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日までの 3 年間とします（期間満了後は新たに公募します）
- (3) 貸付料
貸付料は入札により決定した金額（年間貸付料）とする（毎年度指定の日までに納入）貸付料には設置に係る電気料金を含む（税込み）
- (4) 設置自販機の仕様
設置する自販機は省電力やノンフロン対応などの環境に配慮したものとする
年間消費電力が 1,000kwh 未満の自販機に限る
- (5) 適正な維持管理と清潔保持
商品補充等適切な維持管理及び空き缶等回収箱の設置など貸付箇所（自販機コーナー）の清潔保持に努めること

●応募・入札・契約手続き

(1) 質問等

本募集要項の内容等への質問については、10月24日（木）15時00分までに電子メールによりまちづくり政策課へ送付願います。10月25日（金）までに回答します。（メール：siminsankaku@city.iwanuma.miyagi.jp）

(2) 参加申込

参加申込書を10月28日（月）15時00分までに市政策部まちづくり政策課へ提出（入札参加資格に係る宣誓書及び実績書を添付）

(3) 入札会

10月31日（木）14時00分 いわぬま市民交流プラザ 交流室1

入札回数は1回とし、最低価格を上回り最高価格で入札した業者と契約する

持参物：受領印押印済みの参加申込書の写し及び印鑑

（代理人の場合は委任状及び代理人の印鑑）

(4) 最低価格

最低価格を定め、その額を42,000円とする

（年額、電気料金・税込み）

●その他

- ・いわぬま市民交流プラザの年間利用者数

令和4年度実績 46,466人、令和5年度実績 39,466人

- ・直近1年間の売上の概算（現在の設置業者）

缶及びペットボトル飲料用自動販売機 39万円（2,700本）